

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める 意見書

2008 年度から実施された後期高齢者医療制度は、9 年目を迎えました。この制度における保険料の軽減としては、政令本則で、均等割の 2 割、5 割、7 割軽減となっていますが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や、均等割の軽減を 8.5 割、9 割に拡大してきました。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も 9 割軽減としてきました。2015 年度の国の予算ベースでは、所得割の 5 割軽減で 153 万人、均等割の 9 割軽減で 317 万人（年金 80 万円以下）、8.5 割軽減で 274 万人（年金 80 万円越えから 168 万円以下）、被扶養者だった人の 9 割軽減で 171 万人が、国の特例措置の対象となっています。

北海道では、2015 年度の均等割 9 割軽減 19 万 1 千人（前被保険者に占める割合 25.7%）、8.5 割軽減 13 万 6 千人（同 18.3%）、被扶養者軽減 5 万 9 千人（同 7.9%）で合計 38 万 7 千人が対象となっており、全被保険者にしめる均等割軽減は 51.9%にのぼっています。また、所得割軽減の対象は 7 万 3 千人で 9.8%を占めるに至っています。

こうした状況の中、国においては、14 年 6 月 24 日の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太方針）」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、15 年 1 月 13 日の社会保障制度改革推進本部決定により、17 年度から原則的に政令本則の 2 割、5 割、7 割に戻す予定です。

この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約 60%の均等割・所得割軽減対象者に、2 倍、3 倍、5 倍などの保険料の引き上げによる甚大な影響が及びます。

そうなれば、北海道の加入者 75 万 7 千人のうち 46 万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどによる生活環境のさらなる悪化が懸念されます。

このような中、さる 16 年 7 月 8 日に北海道議会が「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」を全会一致で採択したところです。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を図るよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月13日

北海道名寄市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

社会保障・税一体改革担当大臣



宛